



目 次

告 示	ペー
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (鳥獣対策課)	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出 ( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2件) (治山林道課)	1
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止) の一部改正 (水産政策課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
公 告	
○平成31年度製菓衛生師試験の実施 (食品・衛生課)	3
○土地改良区の役員の就退任 (4件) (農業基盤課)	4
○土地改良区の解散の認可 ( " )	5
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	5
○警備員等に係る検定の実施	6

告 示

高知県告示第271号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（平成30年5月高知県告示第452号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）による変更の認定後のものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称  
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所  
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
弘田 純清

4 変更事項

法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（夜間銃猟に係る捕獲従事者の追加）

5 変更認定年月日  
平成31年4月8日

高知県告示第272号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（平成30年5月高知県告示第452号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）による変更の認定後のものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称  
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所  
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
弘田 純清
- 4 変更事項  
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係るものであって、捕獲従事者の追加又は捕獲従事者の狩猟免許の種類に係るもの以外
- 5 変更年月日  
平成31年3月1日

高知県告示第273号

平成30年12月高知県告示第948号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関保町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
高知市上町一丁目4番6号  
イ 氏名  
高橋 勲
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡清水村下分581番地  
イ 氏名

- (3)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡清水村下分572番地  
イ 氏名  
筒井 鷹雄
- (4)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡清水村下分581番地  
イ 氏名  
筒井 澄子
- (5)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡富岡村成川537番地口  
イ 氏名  
正田 昌睦
- (6)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日高村本郷2201番地1  
イ 氏名  
戸梶 定満
- (7)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡加茂村岩目地分35番邸  
イ 氏名  
北添 兼吾郎
- (8)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日高村下分3678番地  
イ 氏名  
森下 榮侖
- (9)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日下村下分100番邸  
イ 氏名  
森下 半次
- (10)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日下村下分82番屋敷  
イ 氏名  
森下 半次
- (11)ア 登記簿記載の住所  
須崎市多ノ郷甲178番地2  
イ 氏名  
吉村 重裕
- (12)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日下村下分81番屋敷  
イ 氏名  
森下 榮侖
- (13)ア 登記簿記載の住所  
東京都杉並区高円寺北四丁目41番11号 ジニアス高円寺 I 305  
イ 氏名

<p>(14)ア 登記簿記載の住所 大阪市都島区友渕町一丁目2番7-4号 イ 氏名 西川 絢子</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町四丁目23番25号 イ 氏名 伊東 祐保</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高知市竹島町115番地 イ 氏名 川島 久子</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙3453番地 イ 氏名 川村 澄子</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1094番地41 イ 氏名 和田 博雄</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉茂1094番地41 イ 氏名 和田 博雄</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村古江54番屋敷 イ 氏名 和田 幹愛</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙3453番地 イ 氏名 川村 金次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和52年10月農林省告示第1057号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第274号</b> 平成30年12月高知県告示第998号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指</p>	<p>定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年4月23日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 香川県木田郡牟礼町牟礼1671番地3 建設省3-41 イ 氏名 宮本 正司</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町小川384番地 イ 氏名 小川 勝一</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町小川1106番地 イ 氏名 三谷 菊</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 安芸市柵ノ木93番地 イ 氏名 小松 道就</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1597番地3 イ 氏名 仙頭 勇</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1712番地1 イ 氏名 山川 三吉</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 大阪市東区北濱五丁目22番地 イ 氏名 住友林業株式会社</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村大藪128番地 イ 氏名 伊藤 譽幸</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村小麦畝64番地 イ 氏名 中野内 義親</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 大阪府豊中市大字上津島123番地33 イ 氏名 伊藤 信彦</p>	<p>(11)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村大藪143番地8の2 イ 氏名 筒井 孜</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和51年10月農林省告示第947号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>
--	--	---

## 高知県告示第275号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

表中

窪津加入区	窪津漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型まぐろ漁業及び中型まぐろ漁業 3 小型定置漁業及び大型定置漁業
-------	-------------	--

を

高知県窪津加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧窪津漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型定置漁業及び大型定置漁業
----------	-----------------------------	---

に改める。

## 高知県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年4月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市板ノ川字笠松1073番1から 四万十市板ノ川字南沖ノ坪1367番まで	前	10.4 }	32
	後	12.4 }	32

-----  
公 告  
-----

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成31年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成31年7月10日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所  
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料  
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 受験願書の提出期間  
平成31年6月3日（月）から同月10日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成31年6月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課

6 合格者の発表  
 平成31年7月24日(水)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。  
 また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他  
 受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直			
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	北澤 一男	須崎市安和1023番地1	
"	北澤 利文	" "	1129番地
"	古谷 誠一	" "	829番地
"	古谷 孝司	" "	831番地
"	古谷 武徳	" "	2740番地
"	古谷 正延	" "	292番地
監事	古谷 直輝	" "	647番地
"	中城 徹	" "	980番地

(就任)

理事	北澤 一男	須崎市安和1023番地1	
"	北澤 利文	" "	1129番地
"	古谷 誠一	" "	829番地
"	古谷 孝司	" "	831番地
"	古谷 武徳	" "	2740番地
"	古谷 正延	" "	292番地
監事	岡村 敏英	" "	303番地
"	中城 徹	" "	980番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市池ノ内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直			
役名	氏名	住	所
(退任)			

理事	川添 順二	須崎市池ノ内523番地	
"	谷口 正芳	" "	442番地
"	坂本 秀孝	" "	107番地1
"	土居 寛	" "	531番地
"	土居 義久	" "	201番地
"	森 章	" "	1029番地2
"	山崎 好勝	" "	392番地
"	山崎日出男	" "	343番地
監事	井上 秀一	" "	374番地1
"	森 順一	" "	311番地

(就任)

理事	川添 順二	須崎市池ノ内523番地	
"	谷口 正芳	" "	442番地
"	坂本 秀孝	" "	107番地1
"	土居 寛	" "	531番地
"	土居 義久	" "	201番地
"	森 章	" "	1029番地2
"	山崎 好勝	" "	392番地
"	山崎日出男	" "	343番地
監事	井上 秀一	" "	374番地1
"	森 順一	" "	311番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、須崎市中島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直			
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	井上 元宏	須崎市池ノ内292番地	
"	井上 貞彦	" "	362番地
"	吉井 秋夫	" "	下分甲379番地
"	坂本 秀孝	" "	池ノ内107番地1
"	下田 昇	" "	391番地
"	高橋 義明	" "	下分甲560番地2
"	土居 寛	" "	池ノ内531番地
"	中居 芳秀	" "	561番地
"	山崎 繁久	" "	西町二丁目1番10号
"	森 隆一	" "	9番37号
"	山崎 敏夫	" "	池ノ内580番地
"	山崎 好勝	" "	392番地
監事	宮崎 繁則	" "	32番地2
"	森 順一	" "	311番地
"	谷本圭一郎	" "	287番地

(就任)

理事	井上 元宏	須崎市池ノ内292番地	
"	井上 貞彦	" "	362番地
"	吉井 秋夫	" "	下分甲379番地
"	坂本 秀孝	" "	池ノ内107番地1
"	下田 昇	" "	391番地
"	高橋 義明	" "	下分甲560番地2
"	土居 寛	" "	池ノ内531番地
"	中居 芳秀	" "	561番地
"	山崎 繁久	" "	西町二丁目1番10号
"	森 隆一	" "	9番37号
"	山崎 敏夫	" "	池ノ内580番地
"	山崎 好勝	" "	392番地
監事	宮崎 繁則	" "	32番地2
"	森 順一	" "	311番地
"	谷本圭一郎	" "	287番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、四万十市入田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直			
役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	浜田 精一	四万十市入田3654番1号地	
"	上田 守	" "	316番地3
"	上田 善久	" "	3199番地
"	岡村 淳一	" "	2448番地
"	岡本 滋夫	" "	16番地
"	久保 茂	" "	2145番地
"	久保 徹	" "	2278番地
"	久保 久雄	" "	2144番地
"	小松 昭夫	" "	4031番地
"	澤村 一	" "	512番地
"	正木 卓夫	" "	635番地
"	久保 良高	" "	577番地
"	安田 勝	" "	3156番地2
"	渡邊 潤	" "	323番地
"	渡邊 利久	" "	401番地
監事	久保 大典	" "	2275番地
"	植田 法文	" "	3655番地1
"	渡辺 保	" "	544番地2
(就任)			
理事	浜田 精一	四万十市入田3654番1号地	

〃	上田 守	〃	〃	316番地 3
〃	上田 善久	〃	〃	3199番地
〃	岡村 淳一	〃	〃	2448番地
〃	岡本 滋夫	〃	〃	16番地
〃	久保 茂	〃	〃	2145番地
〃	久保 徹	〃	〃	2278番地
〃	久保 久雄	〃	〃	2144番地
〃	小松 昭夫	〃	〃	4031番地
〃	澤村 一	〃	〃	512番地
〃	正木 卓夫	〃	〃	635番地
〃	久保 良高	〃	〃	577番地
〃	安田 勝	〃	〃	3156番地 2
〃	渡邊 潤	〃	〃	323番地
〃	渡邊 利久	〃	〃	401番地
監事	久保 大典	〃	〃	2275番地
〃	植田 法文	〃	〃	3655番地 1
〃	渡辺 保	〃	〃	544番地 2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、中村市蕨岡土地改良区の解散を平成31年4月9日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年4月23日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成31年4月23日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分
 

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
  - (2) 種別
 

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下

- 「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
- (3) 実施期日
    - ア 新規取得講習
 

平成31年7月2日（火）から同月10日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
    - イ 追加取得講習
 

平成31年7月8日（月）から同月10日までの3日間
  - (4) 実施場所
 

吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
 

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

    - (1) 新規取得講習 25人
    - (2) 追加取得講習 5人
  - 3 受講資格者
    - (1) 新規取得講習
 

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

      - ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
      - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
      - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
      - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
      - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格し

- た後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
 

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
  - 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
    - (1) 受講希望の事前申込方法
      - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
      - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
      - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
    - (2) 事前申込みの受付期間
      - ア 平成31年6月3日（月）及び4日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
      - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
    - (3) 受講予定者の確定方法
      - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
      - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成31年6月5日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
      - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
  - 5 受講申込手続
 

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

    - (1) 受講申込書等の提出期間
 

平成31年6月10日（月）から同月12日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
    - (2) 受講申込書等の提出先
 

高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
    - (3) 提出書類

<p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの）1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通</p> <p>(ア) 3の(1)のアに該当する者については、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者については、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第6号</b> 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 平成31年4月23日</p>	<p style="text-align: center;">高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種類及び級 交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成31年7月24日（水）午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 平成31年6月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者については住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 (3) 提出書類等</p>	<p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者については住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものについては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあっては制服とし、その他の者については実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>
---	---	---